

「こころの相談」利用方法および相談室設置場所が変わります

令和4年度「こころの相談」受託事業者のお知らせ

公立学校共済組合東京支部では、組合員とその被扶養者の皆さまのさまざまなこころの悩みを臨床心理士等に面談で相談できる「こころの相談」を実施していますが、令和4年度受託事業者が決定しましたのでお知らせします。利用方法および相談室設置場所等は下記のとおりです。

引き続き、相談に関するプライバシーに配慮しながら「こころの相談」を実施してまいりますので、ぜひお気軽にご利用ください。

相談
無料

予約制
で安心



共済組合
からのお知らせ

▼「こころの相談」利用方法および
相談室設置場所が変わります

対象者

組合員 および 被扶養者

対応

臨床心理士、公認心理師 等

変更

予約先・
予約方法

◎令和4年4月1日から受付開始

公益社団法人 東京都教職員互助会 東京都教職員総合健康センター

☎️(電話番号) 電話番号は別途ご案内します。 ⌚️(受付時間) 月曜日～金曜日 8:30～18:00
※年末年始、祝日は除く。

変更

場 所

●御茶ノ水相談室 ●立川相談室 ※各相談室の所在地はご予約時にご案内します。

開設日時

月曜日～金曜日 9:00～20:00 ※年末年始、祝日は除く。

問合せ先

福利厚生課厚生事業担当

☎️ 03-5320-6821